

ソロモンに居住する方の海外(日本を含む)への渡航規制について

「渡航先の国に2か月以上滞在しなければ、ソロモンに再入国を認めない」という、首相の発表について、保健省担当者より以下の回答を得ました。

●ソロモンから「COVID-19 オミクロン株の市中感染が確認された国へ渡航する人」にはソロモン国民だけでなくソロモンに居住する外国人も含まれる。

●「2か月以上滞在」を適用するのはこの首相発表以降出国した人に限らず、それ以前に旅行を開始した場合にも適用する。

上記、2点は未発効ですが、まもなく閣議承認を受けて公表される予定です。

新たな情報が入り次第、お知らせします。

在ソロモン日本国大使館

EMBASSY OF JAPAN IN SOLOMON ISLANDS

P.O.Box 560, Honiara, Solomon Islands

Tel: +677-22953

※緊急時の専用電話: (国番号) 677-7491621 / 7494469

E-mail: japan-embassy-solomon@sm.mofa.go.jp

HP: https://www.sb.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Facebook: <https://www.facebook.com/japanemb.solomon/>

Twitter: https://twitter.com/JapanEmb_SI